

第 1 部

総 説

第1章 平成23事務年度（平成23.7.1～平成24.6.30）の主要事項

1 東日本大震災への対応

(1) 延長期日の期日指定

東日本大震災発生直後の平成 23 年 3 月 12 日に、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の国税に関する申告・納付等の期限を延長（地域指定）する旨公表した（3 月 15 日告示）。これらの地域については、被災後の状況などを踏まえ、段階的に延長期限の期日を指定し、青森県及び茨城県については 7 月 29 日、岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域については 9 月 30 日、岩手県及び宮城県の沿岸部の一部の市町村については 12 月 15 日、宮城県の石巻市、東松島市及び女川町については平成 24 年 4 月 2 日を期日として指定した。

(2) 震災特例法（所得税関係）に基づく還付申告等への対応

平成 23 年 4 月 27 日に公布・施行された「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（以下、「震災特例法」という。）により、今回の震災で住宅や家財等に被害を受けた納税者は、平成 22 年分の所得税について、雑損控除等の適用により所得税の還付等を受けることができることとなった。こうした被災納税者は、津波等の被害が甚大な岩手・宮城・福島各県を中心に多数にのぼると見られたことから、これらの地域を管轄する仙台国税局では、11 月末までを集中対応期間と位置づけ、記者発表などによる積極的な広報や、個別相談の案内などを行うことにより、被災納税者が早期に所得税の還付等を受けることが

できるように取り組んだ。

(3) 震災特例法（相続税・贈与税関係）における土地等の評価の特例

相続税及び贈与税における土地等の評価は、相続等又は贈与の時ににおける時価によることとされているが、震災特例法により、平成 23 年 3 月 10 日以前に相続等又は贈与により取得した指定地域内の土地等に係る相続税・贈与税で、同月 11 日以後に申告期限が到来するものについては、震災による地価下落を反映させるため、相続等又は贈与の時ににおける時価によらず、「震災の発生直後の価額」にすることができることとされた。

「震災の発生直後の価額」の算定に当たっては、震災による地価下落の状況を反映した「調整率」を一定の地域ごとに定め、これを平成 23 年分の路線価等に乗ずる方法により評価できることとしており、この「調整率」については、11 月 1 日に公開した。

「調整率」の公開に併せて、震災特例法に基づく更正の請求、申告期限延長分の申告などについて、国税庁ホームページによる広報や税理士を通じた周知のほか、「調整率」の公開前に申告書を提出した納税者に対しては、震災特例法に基づく更正の請求ができる場合がある旨の個別周知を行うなどの取組を行った。

(4) 被災地への支援

イ 国税職員の地方公共団体に対する人的支援

平成 23 年 3 月 19 日から 12 月 2 日まで、仙台国税局において、2 の県庁及び 29 の市役所等に対し、延べ約 6,400 名の職員を派遣し、り災証明書の発行業務等の支援を行った。

ロ 被災地の税務署への応援

仙台国税局については、多数の申告・納税相談、更正の請求や還付申告書の提出等に対応するため、平成 23 年 4 月 25 日から 12 月 22 日まで、同局内の署間及び局署間での応援派遣（延べ約 22,400 名）、東京国税局及び関東信越国税局等からの応援派遣（延べ約 1,400 名）を行うことにより、必要な要員の確保を行った。

(5) 確定申告期の仙台国税局支援

平成 23 年分確定申告期においては、特に被害の大きかった仙台国税局における申告・相談体制に万全を期するため、平成 24 年 2 月 6 日から 3 月 16 日までの間、仙台国税局管内署に札幌、東京、名古屋、大阪及び福岡国税局の職員を延べ約 4,500 名派遣するとともに、1 月 17 日から 3 月 15 日までの間、大阪国税局に電話相談のサテライト・オフィスを開設し、大阪、広島、高松、熊本国税局及び沖縄国税事務所の職員が 1 日平均約 55 名体制で仙台国税局管内納税者からの電話相談に応じることとした。さらに、金沢国税局においては、東京国税局から転送されてきた電話相談に応じることで、間接的に支援した。

一方、関東信越国税局においては、管内にかなりの被害を受けた地域が多くあったことから、仙台国税局に対する支援は行わず、自局の納税者対応に注力した。

(6) 酒類業関係

イ 酒類の安全性確保

酒類製造者に対して、放射能汚染防止のための技術情報を提供するとともに、酒類製造場内にある出荷前の酒類及び醸造用水について、放射性物質に

関する調査を実施した。

ロ 酒類の輸出証明書の発行等

輸入規制を行っている国・地域に輸出される酒類について証明書（製造日証明、製造地証明、放射能の検査証明）を発行するとともに、当該輸入規制の解除等の働きかけを外務省を通じて行った。

ハ 免許手続等の特例

被災した酒類製造場等に係る免許等の手続や被災酒類に係る酒税相当額の還付手続等について弾力的な取扱いを定め、酒類業者に対して周知した。

ニ 震災特例法（酒税関係）における酒税の軽減

酒類製造場が甚大な被害を受けた中小酒類製造者に対して、酒税が軽減される措置が設けられた。これに伴い、適用対象となる損害の範囲など、具体的な要件について判定方法等の取扱いを定め、酒類業者に対して周知した。

ホ 中小企業施策の効果的活用に向けた支援等

中小酒類業者が活用可能な各種中小企業施策（中小企業等復旧・復興支援補助、東日本大震災復興特別貸付等）に関する情報提供をきめ細かく実施するとともに、各種中小企業施策の活用に関する相談に対し、関係行政機関と協調して対応するほか、酒類業に携わる方々の復興に資するように、研修会を実施した。

2 e-Taxの普及及び定着に向けた取組

国税電子申告・納税システム（e-Tax）については、平成20年9月にIT戦略本部において決定された「オンライン利用拡大行動

計画」(以下「旧計画」という。)の趣旨を踏まえ、平成23事務年度においても、普及及び定着を国税庁における当面の最重要課題の一つとして位置付け、各種施策に取り組んだ。

具体的には、納税者への個別勧奨や税理士に対する代理送信の協力要請を行うとともに、関係民間団体とも連携を図ったほか、納税者利便の向上を図るため、法定調書等の一部の手続について、e-Taxソフトをインストールすることなく、e-Taxホームページ(Web)からの入力により作成・送信を可能とするなどのシステム改善を行った。

これらの結果、平成23年度における旧計画の重点手続の利用件数は18,052千件(前年対比102.8%)となり、利用率は52.7%(前年50.2%)となった。

なお、平成24年5月には、平成23年8月にIT戦略本部において決定された「新たなオンライン利用に関する計画」を受け、従来のオンライン利用率の向上に加え、国民の利便性の向上や行政運営の効率化といった視点も取り入れた「業務プロセス改革計画」を策定した。

3 内部事務一元化の定着に向けた取組

内部事務一元化は、これまで税務署内の複数の部署で行っていた内部事務を可能な限り一つの部署(管理運営部門)で一体的に処理することにより事務の効率化を目指すとともに、納税者に対する受付窓口を一本化することにより納税者の利便性向上を目的とする施策であり、平成21年7月から全国の税務署で実施している。

平成23事務年度においては、引き続き管理運営部門に配置された職員による未経験の事務の習得を進めるとともに、部門内で

の事務の共同処理や部門間での繁閑調整を行うことなどにより効率的な事務処理体制の構築に努めた。

4 酒類卸売業免許の要件の緩和等

酒類卸売業免許については、平成23年4月8日に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」を踏まえ、経営基礎要件における基準数量の引下げ又は廃止、新たな免許区分の設定、全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の免許可能件数に係る計算方法の変更等を行い、また、酒類販売媒介業免許についても、経営基礎要件における基準数量を廃止するなど措置し、平成24年9月1日から適用を開始することとした。

5 税務当局間の執行協力の促進

情報交換の重要性について世界的に認識の高まる中、我が国においても租税条約・協定の締結や、情報交換に関する国際基準への適合を目的とした条約改正が引き続き進められた。平成23事務年度には、香港及びオランダ等6カ国・地域との租税条約・協定が発効したほか、スイス及びルクセンブルグとの間で租税条約改正議定書が発効し、米国とは租税条約改正議定書案について基本合意に至った。平成24年6月現在、発効済みの租税条約・協定は53、適用対象国・地域は64カ国・地域に増加している。

こうした情報交換ネットワークの拡大等を背景に、情報交換ミーティングの実施、国際タックスシェルター情報センター(JITSIC)の活用、相手当局の部内保有情報を対象とした情報交換の実施等を通じて、事案内容に応じた情報交換実施手法の開発・利用を進めた。

さらに、日米両国の査察部門が並行して

査察調査を行うための、日米同時査察調査実施取決めについて、合意に向けた協議を重ねた。

また、平成23年11月、我が国は、税務当局間の執行協力的手段として徴収共助等を規定した多国間の枠組みである「税務行政執行共助条約」に署名した。

第2章 租税収入状況

第1節 経済概況

平成23年度における我が国の経済情勢をみると、景気の足踏み状態から再び持ち直しに転じつつある局面において東日本大震災が発生し、サプライチェーンの寸断や電力供給の制約、原子力災害等、我が国の経済活動は深刻な打撃を受け、マイナス成長が2四半期続くなど、厳しい状況からのスタートになった。その後、官民の総力を結集した復旧・復興努力を通じてサプライチェーンの急速な建て直しが図られ、景気は持ち直しに転じた。

しかし、夏以降は急速な円高の進行や欧州政府債務危機等の顕在化による世界経済の減速、タイの洪水に伴う輸出や生産の供給制約の発生等により、景気の持ち直しは緩やかなものとなった。

こうした状況に対して政府は、累次の補正予算を編成し、復旧への支援を図りつつ景気の下方リスクに先手を打って対処してきたところである。復興需要を中心とする政策効果が景気を下支えすることから、景気は緩やかな持ち直しが続くものと見込まれている（「平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成24年1月24日閣議決定）」）。

1 国内総生産

平成23年度の国内総生産の実質成長率は、成長の発射台がマイナスであったことから、その後の景気の持ち直しにもかかわらず横ばいで推移し（平成22年度3.3%増）、名目成長率は2.0%減（平成22年度1.2%増）とマイナス成長となった。

2 個人消費

平成23年度の全世帯の実質消費支出（家

計調査）は、東日本大震災の影響を受けて第1四半期に大きく落ち込んだ。しかしながら、エコカー補助金等により自動車購入が増加するなど政策効果の影響等から後半には持ち直しが見られ、前年度比1.3%減（平成22年度同1.1%減）となった。実質民間最終消費支出は前年度比1.2%増（平成22年度同1.6%増）となった。

3 住宅投資

平成23年度の住宅投資を着工戸数でみると、東日本大震災後に建設資材のサプライチェーンが寸断されたことから着工件数は低迷したが、その後資材流通の回復や住宅エコポイントによる駆け込みもあり、第3四半期は大幅増となった（第4四半期はその反動で減少）。その結果、新築住宅着工件数は84.1万戸で前年度比2.7%増（平成22年度同5.6%増）となった。実質民間住宅投資は前年度比3.8%増（平成22年度同2.6%増）となった。

4 民間設備投資、鉱工業生産及び企業収益

平成23年度の民間設備投資は、実質で前年度比1.1%増（平成22年度同3.9%増）となった。

平成23年度の鉱工業生産は、前年度比1.0%減（平成22年度同9.3%増）となった。

また、平成23年度の企業収益（法人企業統計）については、売上高（対前年度増加率）は前年度比0.3%減（平成22年度同1.3%増）、経常利益は前年度比3.5%増（平成22年度同36.1%増）となった。

5 国際収支

平成23年度の輸出は、通関額（円ベース）で前年度比3.7%減（平成22年度同14.9%増）となり、輸入は前年度比11.6%増（平成22年度同16.0%増）となった。

この結果、平成23年度の貿易収支（国際

収支ベース)は3.5兆円の赤字(平成22年度6.5兆円の黒字)、経常収支は7.9兆円の黒字(平成22年度16.7兆円の黒字)となった。

なお、平成23年度の対米ドル円相場は、8月にかけて、米国経済の減速懸念の高まりから米国金利が低下したこともあって、円高方向の動きが続いた。その後、欧州債務問題を巡る不透明感などから投資家のリスク回避姿勢が強まる中、10月末にかけては75円台まで円高が進行し、最高値を更新する場面がみられた。2月以降は、欧州債務問題への懸念が幾分後退する中、米国の経済指標の改善などを受け、投資家のリスク回避姿勢が後退したことに加えて、米国金利の上昇や、我が国の貿易収支の悪化などが材料視されたことから、円安が進み、3月末には82円台となった。

平成23年度平均では、79.05円／ドルと前年度(85.71円／ドル)より円高になった。

6 労働力需要

平成23年度の雇用情勢をみると、有効求人倍率は0.68倍(平成22年度0.56倍)と0.12倍上昇し、完全失業率は4.5%(平成22年度5.0%)と0.5%低下した。

7 物価動向

平成23年度の物価動向をみると、国内企業物価の前年比は、年末頃にかけての国際商品市況の反落の影響から、夏場をピークにプラス幅を縮小し、前年度比1.4%増(平成22年度同0.7%増)となった。消費者物価(除く生鮮食品)は、横ばいで推移(平成22年度同0.8%減)した。

8 金利動向

平成23年度の金利の動向をみると、短期金融市場では、指標的なデータとされる無担保コールレート(オーバーナイト物)が、日本銀行の誘導目標(0～0.1%程度)に沿

って推移した。

長期金利は、4月上旬において、国債増発への警戒感などもあって、1.3%前後まで上昇する場面がみられた。その後は、同警戒感が幾分後退する中、米国金利が低下したこともあって、緩やかに低下し、1.0%程度で推移した。そして11月下旬には、ドイツ国債入札の大幅札割れを契機とした海外投資家による先物売り等を背景に、また3月中旬には米国長期金利の上昇を背景に、1.05～1.10%の範囲まで上昇する場面もみられた。総じて1.0%近傍での推移となった。

第2節 租税収入状況

1 平成23年度一般会計「租税及び印紙収入」収入状況

平成23年度一般会計「租税及び印紙収入」(以下「一般会計分税収」という。)の決算額は、42兆8,326億円であり、予算額(補正後予算額。以下同じ。)42兆300億円に対して8,026億円(1.9%)の増収となり、前年度の決算額41兆4,868億円に対して1兆3,458億円(3.2%)の増収となった。

一般会計分税収の主な特色は次のとおりである。

- (1) 源泉所得税及び申告所得税の一般会計分税収に占める割合(決算額ベース)は31.5%と前年度の31.3%を上回っており、一方、法人税の一般会計分税収に占める割合は21.8%と前年度の21.6%を上回った。
- (2) 直接税(源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税及び地価税)の特別会計分を含む税収総計に占める割合(決算額ベース)は53.8%と前年度の53.1%を上回った。

2 主要税目別収入状況（平成23年度一般会計分）

(1) 源泉所得税

源泉所得税の決算額は、11兆108億円であり、予算額に対して218億円（0.2%）の増収、前年度決算額に対して3,337億円（3.1%）の増収となった。

(2) 申告所得税

申告所得税の決算額は、2兆4,654億円であり、予算額に対して544億円（2.3%）の増収、前年度決算額に対して1,581億円（6.9%）の増収となった。

23年分所得税の確定申告状況を所得者別の申告納税額でみると、前年分に比べて、営業等所得者分が254億円（5.5%）、農業所得者分が24億円（9.4%）、その他所得者分が384億円（2.2%）増加した。

なお、申告所得税の納税額全体に占める割合は、それぞれ、営業等所得者分21.1%、農業所得者分1.2%、その他所得者分77.7%となっている。

また、各所得者を通じた譲渡所得金額については、前年分に比べて3,901億円（11.1%）の増加となった。

(3) 法人税

法人税の決算額は9兆3,514億円であり、予算額に対して5,444億円（6.2%）の増収、前年度決算額に対して3,837億円（4.3%）の増収となった。

(4) 相続税

相続税の決算額は、1兆4,744億円であり、予算額に対して514億円（3.6%）の増収、前年度決算額に対して2,239億円（17.9%）の増収となった。

(5) 消費税

消費税の決算額は、10兆1,946億円であり、予算額に対して44億円（0.0%）の減

収、前年度決算額に対して1,613億円（1.6%）の増収となった。

(6) 酒税

酒税の決算額は、1兆3,693億円であり、予算額に対して213億円（1.6%）の増収、前年度決算額に対して200億円（1.4%）の減収となった。

(7) 揮発油税

揮発油税の決算額は、2兆6,484億円であり、予算額に対して144億円（0.5%）の増収、前年度決算額に対して1,017億円（3.7%）の減収となった。

